

川崎町災害対策応急協力に関する協定書

川崎町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、またはその恐れがある場合において、同法第65条第1項の規定により実施される応急措置に係る工事等の施工に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が管理する施設等の機能の確保及び回復のため、乙の協力を得て迅速かつ的確に応急工事を行い、住民生活の安定とその確保を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に川崎町災害対策本部条例（昭和39年条例第107号）第1条に規定する災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、応急措置を実施する必要があると認めるときは、乙に対し次の業務（以下「災害応急工事等」という。）を要請することができる。

- （1） 道路及び河川等公共土木施設の応急工事に関すること。
- （2） 倒壊住宅等の撤去に関すること。
- （3） 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理に関すること。
- （4） 水道設備の応急工事に関すること。
- （5） 電気設備の応急工事に関すること。
- （6） その他甲が認める復旧活動に関すること。

2 甲の要請は、応急措置活動の内容、実施場所その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。ただし、書面によるいとまのない場合は、この限りではない。

3 前2項の規定は、対策本部を設置しない災害についての応急措置に準用する。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定により応援要請があったときは、その趣旨に従い乙の所有する土木資材又は労力等の提供について、優先的に甲に協力するものとする。

2 前項の規定のほか、乙は次の業務について、積極的に甲に協力するものとする。

- （1） 甲が主催する訓練等への参加
- （2） 緊急対応が必要と思われる箇所を発見した場合の通報

（情報の交換）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく対策業務が円滑に行なわれるよう、随時、次の資料を交換するものとする。

- （1） 川崎町防災ハザードマップ
- （2） 乙の連絡責任者及び補助者の連絡先
- （3） 乙の災害対策用資器材の備蓄及び保有状況
- （4） その他必要な事項

2 前項の資料につき変更が生じたときは、速やかに変更資料を交換するものとする。

(締結の条件)

第5条 次の各号に該当することを、この協定締結の条件とする。

- (1) 乙が川崎町建設工事指名競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という）に登載されていること。
- (2) 甲から応援要請を受けた後、1時間以内に必要な人員（原則として、2名以上）を参集できること。
- (3) 応急工事等に必要な資機材等を常備している、または早急に手配可能なこと。

2 乙が前項各号に該当しなくなった場合は、この協定を自動的に解除するものとする。

また、甲は、乙がこの協定の条項に違反したときは締結を解除することができる。

(費用の負担)

第6条 災害応急工事等に要した費用については、甲の負担とし、その額及び支払方法については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の請求)

第7条 乙は業務等完了後、当該作業に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(災害補償)

第8条 甲からの要請に基づいて業務等に従事した作業員が、その者の責に帰することができない理由による負傷、疾病、または死亡した場合の災害補償については、原則として、乙の責任において行うものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月末日までとする。

(協議)

第10条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定する。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年 4月 1日

甲 田川郡川崎町大字田原789番地2
川崎町長

乙

.....

.....